

「子供の心を育てる一声を」

「学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る」

吹上小学校長 柏野 貴之



小学校現場では、児童の問題行動等への対応に追われることが多く、生徒指導といえば、その問題等への対応や事後の処理といったイメージが先行してしまう。積極的な生徒指導の合言葉で、問題行動等の未然防止に向けた日常的な支援や指導が必要だと教えていただいたが、なかなか日常的に意識を高く持って取り組めていない現状もある。

そのような中、この夏、和歌山県小学校教育研究会社会科部会の夏季研修会で早稲田大学の藤井千春先生のご講演を拝聴し、改めて学習指導と生徒指導は深くかかわっていることを確認するとともに、日常の中で指導していくことの大切さを痛切に感じた。

藤井先生は、長年本県の社会科教育をご指導いただいている方で、お話にはご自身が参観された授業での子供たちの様子が登場する。ここで紹介するのは、静岡県のある小学5年生の遠洋漁業に関する授業での子供たちのやりとりだ。個別の支援が必要なある男の子の発言がきっかけとなって授業が展開していく。「僕はお父さんと一緒によく釣りに行くけど、マグロは釣ったことがないよ。静岡県でマグロがたくさん獲れるってみんな言ってるけど、本当かな？」

その発言を聞いたクラスの友達が、その発言を頭から否定するのではなく、何人もが続けて、「マグロは、岸の近くにいるんじゃないよ、もっと海の向こうにいるんじゃない。」「だからマグロを獲りに行くのは、大きな船で行くんだよ。」「船から凍ったマグロが下ろされているよ。」と丁寧に説明し、とうとう遠洋漁業に従事する人の工夫や努力まで学習が深まっていったということである。

小学校学習指導要領解説—総則編—には、「生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである」と言う言葉が真っ先に記されている。この授業における、子供たちが友達の発言を大事に受け止める姿は、まさに友達の人格の尊重であり、お互いの自己存在感を認め合う姿であると、温かいものを感じた。

「私は、授業の中で児童のどんな発言も大切にすることが、最大の生徒指導だと考えています。」藤井先生のこの言葉をかみしめながら、どのクラスもこのような授業が展開できる学校の教育活動を進めていきたいと強く思った。

令和元年9月（主なもの）

2日	登校指導 7:30~ 青パト巡回 7:30~14:45~
4日	街頭補導 15:30~
5日	青パト巡回 7:30~
	県青少年センター長会（北コミ） 13:30~
9日	キッズサポート（中之島小） 10:50~
	東署管内学警連（高積中） 13:30~
10日	西脇中1年情報モラル教室 8:50~
	野崎西小4年情報モラル教室 10:45~ 街頭補導 15:30~
11日	青パト巡回 13:30~ 西署管内学警連（伏虎義務） 13:30~
12日	標準服推進委員会（市役所14F） 19:00~
13日	北署管内学警連（楠見中） 13:30~ 街頭補導 15:30~
14日	こぼと学園祭り 16:00~
17日	青パト巡回 7:30~14:45~
	情報モラル研修（北コミ） 15:00~
	東署管内マナーアップキャンペーン（和歌山駅） 15:30~
18日	北署管内マナーアップキャンペーン（紀ノ川駅） 7:30~
	登校指導 7:30~
	街頭補導 15:30~
20日	第2ブロック生指連絡協議会（市高） 13:30~
24日	青パト巡回 7:30~ 生徒指導幹事会（少年C） 13:30~
25日	街頭補導 15:30~
26日	生徒指導主任会（中央コミ） 9:30~
27日	青パト巡回 14:45~
	西署管内マナーアップキャンペーン（紀三井寺駅） 15:30~

令和元年10月予定（主なもの）

1日	青パト巡回 7:30~15:00~
	地域連携推進事業近畿ブロック研修会 10:00~
2日	センターだより発刊 交通安全教室（西浜中） 10:30~
	和歌山県被害者支援連絡協議会（県文） 14:00~
3日	青パト巡回 14:30~
4日	青パト巡回 15:00~
5日	特別街頭啓発活動 13:00~
7日	特別街頭補導 15:30~
	東署管内学警連（向陽中） 13:30~
8日	家庭教育支援庁内連絡会議（勤労者） 14:15~
9日	青パト巡回 14:30~
10日	鳴滝小学校情報モラル教室（6年・保護者） 13:50~
11日	安全・安心まちづくり県民大会（県文） 14:00~
	青パト巡回 15:00~ 小生研5部（雑賀小） 16:00~
15日	青パト巡回 7:30~15:00~ 支援C情報モラル教室 11:00~
	八幡台小学校情報モラル教室（6年・保護者） 14:50~
	特別街頭補導 15:30~
16日	青パト巡回 14:00~
17日	生徒指導主任会（中央コミ） 9:30~
18日	西署管内学警連（附風中） 13:30~ 青パト巡回 15:00~
	第2ブロック生指連絡協議会（信愛） 13:30~
21日	北署管内学警連（加太中） 13:30~
	小生研10月定例会（広瀬小） 16:00~
23日	少年補導委員会研修会（仙溪学園） 12:30~
25日	近畿地区青少年センター連絡会（天理） 12:00~
	青パト巡回 15:00~
29日	特別街頭補導 15:30~
30日	青パト巡回 14:30~

非行から守ろう！！ 和歌山の青少年

大人がよい手本となり、青少年と向き合って、正しい方向へ導きましょう。
*青少年とは18歳未満の者をいいます。

和歌山県青少年健全育成条例

夜間（午後10時～午前4時）の外出禁止！

- 青少年は、夜間に次の施設を利用してはいけません。（保護者同伴の場合で高校生相当の青少年に限り可能です。）
 - ・映画館、カラオケボックス等
 - ・バッティングセンター・ボウリング場などのスポーツ施設
 - ・インターネットカフェ・漫画喫茶等
 - ・コンサート・ライブハウス等の音楽会場、演劇場等
- 保護者の方は、子供のやむを得ない事情（塾、有職青少年の夜勤等）がある場合を除いて、青少年を夜間に外出させないように努めなければなりません。
夜間外出は非行の原因になったり、犯罪被害に遭う恐れがあります。未然に守る努力が必要です！

有害刃物類の所持禁止！

- 正当な理由がある場合を除き、青少年は有害刃物類を所持してはいけません。
 - ・有害刃物類…人体に危害を及ぼすおそれがあるとして指定されたものや、家庭用品、学習用又は業務用として製造された刃物類を除き、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物類をいいます。
 - ・所持…携帯、運搬、保管を含みます。なお、刃体の長さが6センチメートルを超える刃物の携帯は、銃砲刀剣類所持等取締法により禁止されています。
 - ・正当な理由…仕事で使う場合、キャンプなどで保護者などの正当な管理の下に使う場合など。
- 青少年が有害刃物類を所持したときは、保護者らは保管など必要な措置をとらなければなりません。

和歌山県未成年者喫煙防止条例

- 自動販売機からたばこを購入するためのタスポカード等を、未成年者に渡したり貸したりしてはいけません。
- 未成年者に、たばこの購入を依頼してはいけません。
- たばこを購入する際、店側から年齢確認を求められた場合、証明書等を提示しなければなりません。

第2回和歌山県青少年（補導・相談）センター連絡協議会 センター長・理事会議

本会は昭和44年9月、多発広域化する少年非行に対処するために県内補導センター相互の連絡・連携を密にし、活動の促進と非行防止を図り、少年の健全育成に寄与することを目的として発足しました。

9月5日和歌山市北コミュニティセンターで開催された令和元年度第2回センター長・理事会議では、先の研修大会の反省や課題、令和2年度の研修大会について、また、10月25日開催予定の近畿地区青少年補導センター研修大会（奈良大会）の運営方法等についても意見交換がなされました。

来年度近畿地区青少年補導センター研修大会は和歌山県で開催予定となっています。紀南ブロックの皆様方を中心に来年度に向け準備等お忙しくなるとは思いますが、青少年健全育成のためよろしくお願いたします。

